日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程の一部を改正する省令

日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程（昭和二十七年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

名称	所掌事務	委員の員数
教育小委員会	教育及び教育に係る普及活動に関する事項を調査審議すること。	二十人以内
科学小委員会	自然科学並びに人文科学及び社会科学並びにこれらに係る普及活動に関する事項を調査審議すること。	二十人以内
文化・コミュニケーション小委員会	文化活動及びコミュニケーション並びにこれらに係る普及活動に関する事項を調査審議すること。	二十人以内

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百九十二号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　令和二年七月四日において熊本県のうち人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町及び葦北郡芦北町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和二年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和三年二月一日」とする。	**附　則** 1　（略） 2　平成三十年七月五日において次に掲げる区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して平成三十年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「平成三十一年一月三十一日」とする。
（削る） （削る） （削る） （削る）	一　岡山県のうち岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市及び小田郡矢掛町 二　広島県のうち広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町及び安芸郡坂町 三　山口県のうち岩国市周東町 四　愛媛県のうち宇和島市、大洲市及び西予市

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第五号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月一日

農林水産大臣　野上浩太郎

経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ　（略） ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 (1)～(3)　（略） (4)　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に	（特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第九十条の十一**　法第百九十七条の六第一項の主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件のいずれかとする。 一～三　（略） 四　次に掲げる要件の全てに該当する個人 イ　（略） ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 (1)～(3)　（略） (4)　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関